



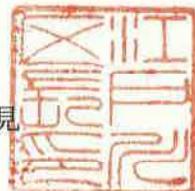
第2号様式（第4条関係）

異議の申入れに係る回答書

住 所 江戸川区平井2-4-13

氏 名 江戸川区民オンブズマン 代表幹事 深谷静雄 殿

江戸川区長 多田 正見



平成27年7月30日付でなされた異議の申入れについて、江戸川区公共調達監視委員会による答申書を添えて、次のとおり回答します。

1 申入れの対象とされた契約件名又は措置

公立学校（篠崎第三小学校 外）の改築工事・公共調達について。

2 異議のあった事項及びその根拠

一. 更に区の内外を問わず、業者の参入をしやすくすること。

社会的要請点の改善では、特に「地域社会への貢献、地域環境への配慮」は不必要である。

二. 2者以上の入札（入札申請者ではなく）を成立要件とすること。

三. 予定価格でなく、「最低制限価格」を提示して、入札を募ること。

3 回答内容

一. 社会的要請型総合評価入札方式においては、区内外を問わず業者の参加を認めている。

これまでも参加業者を増やすため、下記の見直しを行ってきた。

- ・入札参加資格の緩和…都の対象格付の緩和（平成24年度）

- ・エントリー制限の緩和 （平成23、24、26年度）

- ・区内下請け率の配点見直し（平成 23、24、26、27 年度）
- ・技術者の配置期間の見直し（平成 24、26 年度）
- ・提出書類の簡素化（平成 26 年度）

このように、より多くの業者が参加可能なように適宜見直しを行っているが、引き続き参加申請状況や入札結果を踏まえた、更なる見直しを行っていく。

二. 「地域社会への貢献、地域環境への配慮」は、江戸川区における公共調達の基本理念であると認識している。したがって、評価内容に幅を持たせる等の見直しはあっても、項目そのものをなくす考えはない。

三. 複数の業者が参加・応札する入札が行われることが望ましいことであり、公共調達審査会からもご意見をいただいている。そのため、参加業者が多くなるよう見直しを実施してきたことは、項目一. に示したとおりである。

入札参加の業者は、公募時点で提供している設計図面を基に、工事積算等の作業に入り、利益率、技術者の配置、下請け業者の手配、資材の調達、他工事との調整による受注のタイミング等、種々の要件を検討する。その結果、入札金額を決めたり、あるいは、受注を見送る「辞退」という選択肢もある。こうした企業の経営戦略的選択について、発注者がコントロールすることはできない。

本入札制度は、郵送方式で行われており、入札参加者等の立会いのうえ開札が行われるので、その結果 1 者応札でも、それが有効札であれば成立すると考えている。

なお、書類不備による無効札について、入札説明書にチェックリストを追加するなど、防止策を講じていく。

四. 区では、1 億 5 千万円以上の工事については、契約の履行が不確実になるような低価格入札を防ぐため、「最低制限価格制度」ではなく「低入札価格調査制度」を設定している。本制度において、入札説明書に「低入札調査基準価格」の算定式は下記のとおり公表している。

(建築工事)

$$\text{直接工事費} \times 0.855 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

(電気・機械設備工事)

$$\text{直接工事費} \times 0.8 + \text{共通仮設費} \times 0.7 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3$$